

働いている妊産婦さんへ

妊娠したら退職するよう 言われていませんか？

妊娠・出産等を理由とした解雇は禁止されています
(男女雇用機会均等法第8条)

厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室 では

男女雇用機会均等法についてご相談に応じ

あなたの問題の解決をお手伝いします！

こんな場合もご相談ください

妊娠を上司に報告したら…

- 子育ては大変だろうからと退職を勧められたり、強要された。

妊娠したら役職を…

- 係長やリーダーといった役職をはずすと言われた。

契約期間途中で妊娠したら…

- 今まで何回も更新しているのに次の更新はしないと言われた。
- 期間契約社員で出産した人がいないと聞いており、契約を更新してもらえないかもしれないと不安。
- 派遣期間途中で派遣先から引き上げられ派遣元との契約も打ち切られた。

妊娠後働き続けていたら…

- 退職する予定もないのに自分の後任が募集されている。
- 希望していない別の仕事や遠い勤務地に配置転換すると言われた。
- 残業や夜勤をしないなら辞めてもらうと言われた。
- 産休後はパートになってもらうと言われた。

体調を崩したら…

- つわりがひどく、お医者さんからの指導もあって休んだら、何かあっても責任がとれないから退職して欲しいと言われた。

どうやって解決するの？

このように解決します！

(無料)

労働局長による援助

労働局長は、当事者（女性労働者、事業主）双方から事情を聴き、紛争解決に必要な助言、指導、勧告を行います。

機会均等調停会議による調停

機会均等調停会議において、調停委員は当事者双方から事情を聴き、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に受諾を勧告します。

機会均等調停会議とは … 労働問題の専門家により構成され、男女均等問題を取り扱っています。

※厚生労働省のホームページより、電子申請により申請することもできます。

(<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/servlet/CRNTetsuzukiServlet?eventCd=Shousai&tetsuzukiID=10672&id=C6&code=C>)

法律に基づく指導

労働局長は、事業主から事情を聴き、男女雇用機会均等法違反であることを把握した場合、事業主に対し助言・指導・勧告を行います。

※相談したことを事業主に知られたくない場合も事情を踏まえてご相談に応じます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用均等室へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京都	03-3818-8408	滋賀県	077-523-1190	香川県	087-831-3762
青森県	017-734-4211	神奈川県	045-211-7380	京都府	075-241-0504	愛媛県	089-935-5222
岩手県	019-604-3010	新潟県	025-234-5928	大阪府	06-6941-8940	高知県	088-885-6041
宮城県	022-299-8844	富山県	076-432-2740	兵庫県	078-367-0820	福岡県	092-411-4894
秋田県	018-862-6684	石川県	076-265-4429	奈良県	0742-32-0210	佐賀県	0952-32-7218
山形県	023-624-8228	福井県	0776-22-3947	和歌山県	073-421-6157	長崎県	095-844-4384
福島県	024-536-4609	山梨県	055-225-2859	鳥取県	0857-29-1709	熊本県	096-352-3865
茨城県	029-224-6288	長野県	026-227-0125	島根県	0852-31-1161	大分県	097-532-4025
栃木県	028-633-2795	岐阜県	058-263-1220	岡山県	086-224-7639	宮崎県	0985-38-8827
群馬県	027-210-5009	静岡県	054-252-5310	広島県	082-221-9247	鹿児島県	099-222-8446
埼玉県	048-600-6210	愛知県	052-219-5509	山口県	083-995-0390	沖縄県	098-868-4380
千葉県	043-221-2307	三重県	059-226-2318	徳島県	088-652-2718		